

三島市民カレンダー広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、三島市（以下「市」という。）が三島市民カレンダー（以下「市民カレンダー」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 掲載する広告は、カレンダー広告（市民カレンダーに表示される帯状の広告をいう。以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広告を掲載することができる者、広告の内容の範囲は、三島市広告掲載要綱(平成18年5月25日制定)及び三島市広告掲載基準(平成18年6月15日制定)の規定に準ずるものとする。

2 市税の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

(広告の掲載ページ及び位置)

第4条 広告を掲載するページは、市民カレンダーの各月表示内とし、市長が指定する位置とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦5cm×横10cm
面積	50平方センチメートル

(広告の掲載料金)

第6条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、1枠30,000円とする。
ただし、掲載月を指定した場合は、1枠50,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、担当課が指定する期間内に市民カレンダー広告掲載申込書（様式第1号および様式第2号）に広告の原案を添えて申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載希望者に対し三島市民カレンダー広告掲載申込結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 広告掲載募集期間を定めて募集し、広告掲載希望者が月指定、月指定無しの順で当該広告枠数を超えた場合で、かつ、三島市広告掲載要綱第3条による広告掲載の順位が同等と判断したときは、抽選により決定する。

(広告掲載料金の納付)

第9条 第8条に規定する広告の掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、三島市が指定した日までに、第6条に規定する掲載料金を掲載枠に応じて、一括納付するものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告主は広告の掲載内容について責任を負い、速やかに苦情等の解決に当たらなければならない。なお、それに伴って発生した損害等については、広告主において解決するものとする。

(掲載決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すものとする。

- (1) 広告の内容が第3条に該当しないと認められたとき。
- (2) 広告主が第9条の規定による掲載料金の納付をしないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、三島市民カレンダー広告掲載取消通知書(様式第4号)により広告主に通知するものとする。

(掲載料金の還付)

第12条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、前条第1項第3号の規定による広告の掲載の決定を取り消したとき(その事由が広告主の責めに帰すべき事由によらないときに限る。)は、掲載料金に相当する額を還付する。

2 前項ただし書の規定による掲載料金の還付を受けようとする者は、三島市民カレンダー広告掲載料金還付請求書(様式第5号)により市長に請求するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により、広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月29日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

三島市民カレンダー広告掲載申込書（月指定用）	
年 月 日	
三島市長	あて
	所在地
	名称
申込者	代表者職氏名 印
	電話番号
三島市民カレンダーへの広告掲載について、次のとおり申し込みます。	
掲載希望枠	<p>原則は1枠ですが、最大月別で12枠まで希望することができます。希望枠数（ 枠）</p> <p>※12枠を記入した場合は、すべての月を指定したことになります。</p> <p>掲載指定月（ 月、 月、 月、 月、 月、 月、 月）</p>
<p>広告の内容</p> <p>（掲載予定内容を詳しく記載すること。）</p> <p>※広告の原案の添付</p>	
連絡先	担当者所属・氏名
	電 話
	F A X
	Eメール
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・申込みにあたっては、三島市民カレンダー広告取扱要領の内容を遵守します。 ・三島市が市税納付状況調査を行うことを同意します。

備考 会社・団体の概要がわかる案内、パンフレット等を添付してください。

様式第2号（第7条関係）

三島市民カレンダー広告掲載申込書（月指定無し用）	
年 月 日	
三島市長	あて
	所在地 名称
申込者	代表者職氏名 電話番号
印	
三島市民カレンダーへの広告掲載について、次のとおり申し込みます。	
掲載希望枠	原則は1枠ですが、最大月別で12枠まで希望することができます。希望枠数（ 枠） ※この申込用紙では掲載月を指定することは、できません。
広告の内容 (掲載予定内容を詳しく記載すること。) ※広告の原案の添付	
連絡先	担当者所属・氏名
	電 話
	F A X
	Eメール
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・申込みにあたっては、三島市民カレンダー広告取扱要領の内容を遵守します。 ・三島市が市税納付状況調査を行うことを同意します。

備考 会社・団体の概要がわかる案内、パンフレット等を添付してください。
※月指定用の申込書により広告枠が規定数（各月3枠）に達した場合は、この用紙による申込みは、無効となりますので、ご注意ください。

様式第3号（第8条関係）

三島市民カレンダー広告掲載申込結果通知書 年 月 日 様 三島市長 印 年 月 日付けで申込みのありました三島市民カレンダーへの広告 掲載について、次のとおり通知します。	
区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません
掲載枠数	枠
掲載月	
広告掲載料金	円
掲載しない理由	
そ の 他	

- 備考 1 広告掲載料金は、年 月 日までに同封の納入通知書により指定の場所で納付してください。
- 2 広告の掲載に当たっては、三島市民カレンダー広告取扱要領の規定を遵守してください。

様式第 4 号 (第 11 条関係)

三島市民カレンダー広告掲載取消通知書

年 月 日

様

三島市長



三島市民カレンダーへの広告掲載について、次のとおり取り消しましたので通知します。

取消し年月日

年 月 日

取消しの理由

様式第5号（第12条関係）

三島市民カレンダー広告掲載料金還付請求書	
三島市長	年 月 日
あて	
所在地 名称 申込者 代表者職氏名 電話番号	
三島市民カレンダー広告掲載料金について、次のとおり還付を請求します。	
還付請求枠	枠
請求金額	円
振込金融機関	銀行 金庫 農業協同組合
	本店・支店
	預金種目 1 普通 2 当座
	支店番号 口座番号
口座名義人（カタカナ）	

備考 口座名義人は、請求者と同一名義としてください。